

区分	DB	DC	PBO	その他
内容	法令等	制度	運用	その他
必須対応事項(※)	あり			なし

前号までは、こちらのURL（企業年金の広場）からご覧いただけます。
<https://www.meijiyasuda.co.jp/corporation/consulting/plaza/index.html>

※事業主及び企業年金基金にてご対応いただく必要がある
題材が含まれている場合に「あり」と表示しています。

社会保障審議会企業年金・個人年金部会（第34回、第35回、第36回）における議論

ポイント

第33回社会保障審議会企業年金・個人年金部会でとりまとめられた中間整理をうけ、年末の最終とりまとめにむけ、同部会で各論点について更に深掘りした議論が行なわれています。

以下では、第34回から第36回の議論のポイントについてご紹介します。

第34回 加入者のための見える化 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_39885.html

第35回 DBの資産運用力向上のための施策 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_40296.html

第36回 DC制度の環境整備 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_41816.html

（参考）第33回 中間整理 <https://www.mhlw.go.jp/content/12401000/001236826.pdf>

第34回 加入者のための見える化

<目的・意義>

これまで自分が加入している企業年金の情報については、加入者等本人には適切に通知されているが、他社の企業年金の情報を活用することで、

- ・DBでは、運用の基本方針や政策アセットミックスの見直し、運用委託先の評価や選定に役立てられること
- ・DCでは、運用の方法の選定について、運営管理機関との対話を促進したり、加入者に対する情報提供や継続投資教育の在り方を充実させること

が考えられ、その結果、DBにおいては運用の効率性を高めることなどを通じて、DCにおいてはより適切な運用の方法が選定されることなどを通じて、加入者の利益になる効果が期待

また、労使間の話し合いが活発化し企業年金のガバナンス向上につながる効果も期待

<具体的な方法、開示項目（案）>

	DB	DC
開示項目	毎年の事業報告書・決算に関する報告書の報告項目をベース（一部新規に報告） ※運用状況（運用の基本方針等）や専門人材の活用に係る取組状況を含む情報について新たに報告が必要（事業報告書に追加）	毎年の事業主報告書・確定拠出年金運営管理機関業務報告書の報告項目をベース（一部新規に報告） （RK経由の報告を想定）
開示方法	厚生労働省がDB別に公表	厚生労働省が事業主・規約・運営管理機関別に公表
開示対象	規模要件※1を設けることも検討	全事業所
その他	※1 加入者数500名以上または資産規模100億円以上でカバレッジ8割超	運用の方法の見える化について、運営管理機関等による取組の改善を促進

・本資料は、明治安田生命保険相互会社 法人事務オペレーション部 団体年金サービスセンター 団体年金設計グループが情報提供資料として作成したものです。本資料は、情報提供のみを目的として作成したものであり、保険の販売その他の取引の勧誘を目的としたものではありません。

・当社では、本資料の掲載内容について細心の注意を払っていますが、これによりその情報に関する信頼性、正確性、完全性などについて保証するものではありません。

・本資料の著作権は明治安田生命保険相互会社に属し、その目的を問わず無断で複製、転載および譲渡することはご遠慮ください。

・本資料は作成日時点の情報をもとに作成しており、法令変更、金融情勢の変化等により、本資料に記載された内容は予告なしに変更されることがあります。

ポイント

第35回 DBの資産運用力向上のための施策

確定給付企業年金が資産運用力向上のために取り組むことが望ましい方向性を示すため、DBの資産運用ガイドラインを改訂※2

検討項目	ガイドライン改訂の内容（案）
金融サービスの提供に関する法律における「誠実公正義務」の位置づけ	新たな事項が義務づけられたものではなく、現行の忠実義務等の規定による対応を定着・底上げするものである旨を明確化するため、一般的な義務に注を追記
スチュワードシップ活動に係る協働モニタリング	運用受託機関によるスチュワードシップ活動について、協働モニタリングの取組に参画することが考えられる旨を記載
運用受託機関の定期的な評価・必要に応じた見直し	総幹事会社を含む運用受託機関の定期的な評価・必要に応じた見直しを行うことが望ましいことを記載
人材育成等の推進	適切な資質を持った人材（一定年数の実務経験を有する人材、関連する資格や研修受講歴を有している人材等）の計画的な登用・配置が望ましいことや、専門性の向上に努めることを記載
加入者のための見える化（任意の情報開示）	加入者の利益に資するよう、加入者への周知事項等をHP公表（情報開示）することが考えられる旨を記載

※2 「アセットオーナー・プリンシプル」は、今後の議論を踏まえ、ガイドラインへの記載を検討

第36回 DC制度の環境整備

中小企業におけるDCを活用した私的年金の普及促進と、増加する自動移換の解消のため、DC制度の環境を整備

検討項目		改定の方角
中小企業の活用	簡易型DC	簡易型DCで適用されていた手続の簡素化のうち、一部については通常の企業型DCに適用し、簡易型DC制度は廃止
	iDeCoプラス	人数要件（従業員300人以下）は維持。なお、DBを実施する中小事業主がiDeCoプラスを実施できるよう、DBとの併用を認めることは賛否両論をふまえて検討
	総合型DC	中小企業に総合型DCの活用が広がっている現状を踏まえ以下を検討 ・法令上の定義づけ ・見える化等を通じ、加入者が適切な商品選択をできるための方策 ・ガバナンス等の実態把握のための調査を実施
自動移換		新規の自動移換者の発生を抑制するため、米国を参考に、企業型DCの規約に資格喪失後に移換するiDeCoの運営管理機関を規定することや、少額の場合の脱退一時金支給を容認することの是非を検討（現在の自動移換者を減らすため、管理手数料の引き上げもあわせて検討）